



碧南ロータリークラブ週報

第2161回例会 平成15年1月22日(水) 晴. 最高6℃. 最低0℃

- 会長 長田 昌昇 ● 幹事 平岩統一郎 ● SAA 亀山 裕一
- 例会日 毎週水曜日 12:30 ■ 例会場 碧南商工会議所ホール
- 事務局 碧南商工会議所内 〒447-8501 碧南市源氏神明町90番地
TEL<0566>41-1100 FAX<0566>48-1100
ホームページ: <http://www.hekinan-rc.jp/>
E-mail: info@hekinan-rc.jp
- 会報委員 加藤知彦・竹下 豊・竹内光博・新美惣英



● 斉 唱
ロータリーソング「今日も楽し」

● 本日のメニュー
和風弁当 大正館

● 本日のお客様
卓話講師 公認人 関島 勲様



会 長 挨拶

男と女が結ばれるのは出会いが必要である。男女の会合う確率は50%。デートに誘った時、女の返事はYESかNO。YESの確率は50%。よって出会った女がデートを承諾する可能性は半分の25%。YESと言っても約束の場所、時間に現れる確率は50%。よってデートに女がやってくる可能性は25%の半分の12.5%。現れた女を誘ってみる、その返事もYESかNOである。YESと言う確率は50%。デートが成立してから女を口説いてYESと言わせる可能性は12.5%の半分の6.25%となる。女が承諾したからと言っても必ずOKではない、同行をYESと言ってから気が変わらない確率が50%。気が変わらず部屋に入る可能性は6.25%の半分の3.125%。部屋に入ったものの興奮して急にあるものが始まらないとも限らない、その確率も50%。デートに応じ、約束の場所に現れ、承諾し、気が変わらず、あるものが始まらず抱かれる可能性は1.5625%という低い確率。だからうまく行かないのが当たり前ということだそうです。

幹 事 報 告

他クラブ例会変更（時間など詳細は各クラブにお問い合わせ下さい）
1月25日に、安城の碧海信用金庫さんの本店に於いて、IMが開かれます。

委 員 会 報 告

〈出席奨励委員会〉

総会員数 78 名 (内出席免除者 15 名) 出席者65名	
出席対象者 53/63名	出席率 84.13%
欠席者13名(病欠者0名)	前々回修正出席率 96.83%

※三週連続出席率100%の場合は記念品を差し上げます。

〈ニコボックス委員会〉

- 新美 託己君 61年前の本日、神戸港より台湾に出帆した記念すべき日です。4泊5日で台湾に着きました。今は2時間半で着きます。
- 長田 昌昇君 先日、新美さん、榊原さん、青木さん、岡田さんにお世話になりました。
- 新美 孝君 長田会長様、平岩幹事様に心労を煩わせました。
- 杉浦 勝典君 1月10日碧南警察署長より感謝状をいただきました。
- 奥谷 弘和君 卓話の講師の紹介をいたします。
- 早退 5件 合計 22,000円

卓

話

遺言のすすめ

公証人 関島 勲様

ただいま、ご紹介いただきました、半田公証役場の公証人関島でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私は昨年7月から半田公証役場で勤務しています。

このお正月明け早々9日の日でございます。50歳前後ぐらいの男性の相談者がお見えになりまして、相談の内容をお聞きしたのですが、その相談の方は、実は親父さんが亡くなったと。その相続人としてはその親父さんの奥さんいわゆるお母さんと子供4人の兄弟が居るのだと。実は俺は長男なんだけど、その弟の一人に精神的に難しい者がいて、このままで遺産分割の協議ができないで、困っているのだと。そうは言ってもこのまま放っておくことは非常に支障があるので、実は親父さんからもらった現金だけ兄弟同士で分配をしてしまったのだと。そうは言っても、その精神的におかしいという表現をされておりましたが、その弟さんの分だけは、別枠でとってあるんだと、そういうことで、とりあえず兄弟3人とお袋さんをいれて現金の配分をしたのだけど、その現金を受け取った兄弟からは、確かに遺産の配分を受け取ったという証と、今後一切親父さんの相続については請求しないという覚書を取っておきたいのだけれど、その覚書は法律的に有効だろうかという内容のお話でございました。

この相談、色々と問題がございまして、この遺産分割協議は相続人全員で行わないとその効力を有しないわけでございます。したがって、その精神的におかしいという弟さんを除いて、行われた遺産分割協議でございまして、それは法律的にも無効ですよと、いうお話をさせていただきました。それと同時に、その弟さんの関係、もし分割協議に参加できないのであれば、後見人等いわゆる家裁に選任の申請をして、その法定代理人とともに、再度相続人全員で分割をされたらどうでしょうかと、こういうアドバイスをしたわけでございます。なお、その話を聞いていきますと、実は親父さんが亡くなったのは10年前なのだそうです。それで、農業を営んでいるんですが、未だに農地も親父さんの名義のままで、ここまで来てしまったのだというお話でございました。この相続の関係、兄弟同士でもそれこそ血で血を争う事であるとか、いわゆる骨肉の争い、こういった表現されるケースが多いわけでございますが、今回のケースはそこまで至っていないということで、ひとつ安堵の気持ちもあったわけでございます。こういった内容の相談が結構あるわけでございますが、この相談のケースも予め遺言でその財産のいわゆる指定を行っておけば、この10年間放置されることもなかったろうにと思ったわけでございます。こういうことから、遺言の効用、その必要性、こういったところを多くの皆様方にご承知していただきたい、こういうふう思うところでございます。

このように、遺言で相続を受けた方は、自分1人で手続きができると、ここに最大のメリットがあるかというふうに思いますが、然らばと云って、その遺言でどのような内容の遺言もできるかという、これまた色々問題があるわけでございます。例えば、親の面倒を見ない息子等に、もう我慢ならないから一切財産残さないということで、その指定をゼロとされて遺言を作られる

方もございます。私も何件かそういった遺言の作成をお手伝いさせていただいておりますが、ただこのゼロとする場合、色々問題ございまして、これも相談の一例でございますが、ある方が亡くなってその方の遺言書、これは公正証書でございますが、出てきたと。それで開いてみたら、全財産その次男の方に相続させると、こういう内容であったと。その亡くなった方はお父さんでして、農業を経営していたのですが、実際にその農地田畑すべてが次男に与えるという内容になっておりまして、実はその長男の方、実際に農業をやっている方は長男の方でございますが、長男夫婦から、一切次男の所に農地が行ってしまったんで、これから自分達どうしたらいいんだろう、ということで泣かれて困ったんで、公証人何かいい方法はないかというお話でございました。この場合も基本的には遺言で定められておりますので、これがいわゆる公序良俗とかそういった関係で違反しない限り、有効に成立する、このことでございます。ご本人がすでに亡くなっておりますので、今更書き換えるわけにはいきませんので、公証人の立場からいたしますと、遺留分の関係、その制度だけお話をいたしまして、せめて遺留分の確保だけされてはどうでしょうかと、いうお話をさせていただいたわけでございます。なお、この話は深くお聞きしていきますと、最初そのお父さんも長男夫婦と一緒に農業をやっていたようです。ただ、両者生活するうちに折り合いが悪くなって、父親の方は次男の所に結局お世話になった、このことのように。その際に次男から、親父、俺が一生あとの面倒みるから親父さんの財産全部俺の所にくるように遺言書を作ってくれよと、こういうお話があったようです。世話になっている手前、それも無下に断れないということで公証役場に行かれて、全財産次男に譲ると、という遺言を書かれた、これが真相のようでしたが、このように、場合によっては全財産、身ぐるみ剥ぐような遺言というのは、やはり問題があるのではないかと、私自身個人的に思うわけでありまして。したがって、ここに居られます皆様方、もしそういった相談を受けた場合、是非ひとつ相続人を泣かせるような、身ぐるみ剥ぐような内容の相談でありましたら、そういった所思いとどまるように、アドバイスいただきたいというふうに思うわけでございます。

次に、遺言が特に必要な場合ということで、ひとつは夫婦の間に子供がない場合ですが。これも、昨年11月みのもんたの司会の番組で、弁護士の方数人が法律相談を受け、慰謝料が請求できるかどうかというような問題を取り上げておりました。その中に子供のいない夫婦の方の遺産をめぐる問題がございました。ご承知のとおり、子供のいないご夫婦の場合、片方が亡くなりますと、その4分の1はその亡くなった方の兄弟の方に行く形になっております。汗水たらして夫婦で作った財産であっても、法律上は4分の1は亡くなった方の兄弟の方へいく形になっておりますので、これを防ぐには夫婦双方で互いにもしものことがあった場合は相手に財産がいく、こういう形の遺言を作られることが大切だろうというふうに思います。この兄弟の方には遺留分の制度はございませんので、そっくり遺言で否定さえすれば、例えば奥さんにとすることであれば、妻の方に全財産が残ることになります。また、遺言がなくて、兄弟皆様方が理解してその残された妻の方にいいよとふうに言っても、遺産分割の協議書を作ることになりますのでね。やはり奥さんとしては頭を下げて、少しぐらいハンコ代ぐらい考えざるを得ない、こういうことになろうかと思えますが、今言ったその遺言書があれば、すべての財産が相手方に行きますので、是非こういったケースに於いてもひとつお考えいただきたいというふうに思います。

もうひとつ一番重要なお話をさせていただきますが、この遺言はあくまでもご本人の意思で作る形になります。この前もこういう電話ございまして、実は親父とその子供の兄弟全員で、その遺産分割事前に決めておきたいと、そしてある者については放棄をさせておきたいと、そういう相談をしたんで公証人、中に入って証人になってくれないかというお話でございました。この相続の放棄もこれは死後の話でございまして、生前に予め放棄することはできません。これは無効でございますので、よくこの生前に相続を放棄させたい、その証書を作りたいという方がおら

れるわけですが、是非この点も間違いのないようにご理解をいただきたいというふうに思うわけですが。それとこの遺言はあくまでもご本人の意思、したがって、ご本人がだれそれに残す、こういう表現ができませんと公正証書を作ることはできません。痴呆等に罹りますとなかなか表現の難しいところがございます、私どももその場にお邪魔して会話する中でこれは難しいということになりますと、ご家族のいくら要請があってもお受けできない、こういうことになりますので、是非元気なうちにこの遺言証書を作られることをお勧めさせていただく次第でございます。なお、その時間の経過とともに状況は変わってまいりますので、遺言を作られてもまた後に取り消し、あるいは変更もできます。そういった点も含めまして是非ご検討いただければと思います。

たいへん貴重な時間をいただきました。一応時間でございますので、以上をもちましてお話を終えさせていただきます。